

令和7年度 中津市社会福祉協議会一般公助成事業2次募集実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中津市社会福祉協議会共同募金に係る各種団体等助成金交付要綱（以下、「助成金交付要綱」という。）に基づき、中津市内の地域で福祉活動等を行なう団体・グループの、地域に対する想いが形となって、それぞれの地域における福祉の発展につながることを目的として活動する事業に対して、公募により助成することで、財源面から支援することを目的として必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 本事業の助成金を交付する実施主体は、中津市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）とする。

（助成対象団体）

第3条 助成対象となる団体は、主に中津市内において地域社会に貢献している団体とする。
（法人格の有無は問わない）

（助成対象事業）

第4条 中津市内で行う次のいずれかの事業とし、下記に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- （1）在宅生活をする高齢者の社会参加につながる事業
- （2）在宅生活をする障がい者（児）の社会参加につながる事業
- （3）子どもの育成や子育て家庭への支援を目的とする事業
- （4）地域づくりのための地域防災事業
- （5）本会会長が特に認める事業

※要件

- ＜1＞対象事業が他機関等からの受託事業でないこと
- ＜2＞対象事業が営利目的の場合でないこと
- ＜3＞申請しようとする事業が会員のための趣味活動でないこと

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、当年度の運営・活動に係る備品購入経費とする。（人件費は対象外）

（助成対象期間）

第6条 助成を受けた日から、その年度内とする。

（助成金額）

第7条 本助成金の総額を600,000円とする。必要と認める備品購入費は、1団体あたり100,000円を上限とし、申請内容により助成額を決定する。

(助成金の申請)

第8条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を本会が定める期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) その他、本会が必要とする書類

(審査)

第9条 審査については、助成金交付要綱第9条に基づき行うものとする。

(内示及び決定)

第10条 内示および決定については、助成金交付要綱第10条に基づき行うものとする。

(事業の報告)

第11条 事業の報告については、助成金交付要綱第11条に基づき行うものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。